

石 卷 市 病 院 事 業 会 計

第 2 7 号議案

平成 2 9 年度石巻市病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 2 9 年度石巻市の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	病床数	一般病床	165 床	療養病床	40 床	計 205 床
(2)	年間入院外来患者数	入院	55, 480 人	外来	69, 052 人	
(3)	1 日平均入院外来患者数	入院	152. 0 人	外来	283. 0 人	
(4)	主要な建設改良事業	建設改良費			3, 456 千円	
		機械装置購入費			69, 075 千円	

(収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(収 入)

第 1 款	病院事業収益	5, 117, 915 千円
第 1 項	医業収益	2, 926, 626 千円
第 2 項	医業外収益	1, 785, 922 千円
第 3 項	特別利益	405, 367 千円

(支 出)

第 1 款	病院事業費用	5, 261, 415 千円
第 1 項	医業費用	5, 077, 534 千円
第 2 項	医業外費用	172, 881 千円
第 3 項	予備費	11, 000 千円

(資本的收入及び支出)

第 4 条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(収 入)

第 1 款	資本的收入	402, 748 千円
第 1 項	企業債	57, 400 千円
第 2 項	他会計出資金	330, 217 千円
第 3 項	他会計負担金	56 千円
第 4 項	他会計補助金	15, 075 千円

(支 出)

第 1 款	資本的支出	426, 914 千円
第 1 項	建設改良費	72, 531 千円
第 2 項	企業債償還金	354, 383 千円

（企業債）

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

（単位：千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
石巻市立牡鹿病院設備改修事業債	3,400	普通貸借又は証券発行（ただし、登録債）	5.0％以内	起債年度から据置期間を含め30年以内に借入先の融通条件に従い元利均等償還又は元金均等償還により償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により償還年限の短縮又は借り換えをすることができる。
医療機器等整備事業債	54,000			

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1） 職員給与費 2,140,593千円

（2） 交際費 400千円

（他会計からの補助金）

第8条 経営基盤安定化対策等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、

815,790千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第9条 たな卸資産の購入限度額は、665,940千円と定める。

（重要な資産の取得）

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産			
種類	名称	数量	備考
機械及び装置	病院情報システム	一式	石巻市立牡鹿病院

平成29年2月13日提出

石巻市長 亀山 紘

平成 年 月 日議決